

三者相談が始まります!



11月8日(月)より、三者相談が始まります。

現在の進路希望を、生徒の皆さん自身がどのように考えて、保護者の方がそれをどう理解しているか。今後の具体的な取組へ向けた、第2回目の相談です。

相談がよりスムーズに効果的に行われるには、しっかりとポイントを絞って、十分な準備がされていることが望ましいところです。

そこで、生徒の皆さんの準備として下記の点について、自分の考えを明確におきましょう。

- (1) 志望先が具体的に挙げられ、志望理由が自分の言葉で説明できる。
- (2) 第1志望以下をどのように考えているか、はっきりと考えている。
- (3) 志望先で渡された書類や成績の資料を持参し、見学の様子などを伝えることができる。

また、進学を支援してくれる保護者の方が、その考えについてどう思っているのか……も大事なことです。三者相談前に親子でよく話し合っておきましょう。

学校(長)推薦についてのお知らせ

私立高校受験で、学校(長)推薦の書類を提出して受験する場合、以下の手順で進めていくことになります。

- ① 志望校の基準を満たしていて高校側から推薦入試対象者と認められた場合、三者相談中(終了後は随時)、担任にお知らせください。所定の書類をお渡しします。
- ② 書類提出後、調査書等作成委員会で学習・生活面で推薦される生徒であるかを諮ります。
- ③ 了承された場合、担任は書類作成に移り、推薦書と調査書を一緒に生徒に手渡します。

※私立高校によっては、個別相談で「学校(長)推薦の出願で大丈夫」といった趣旨のカードや書類をもらえる場合があります。その話を受けて、①→③の動きとなります。(尚、その個別相談のカードや書類が、即合格をもらえたということではありません。)

第4回進路志望調査の締切り 三者相談終了後、11月26日(金)

例年、三者相談の中で、進路に関して具体的な話し合いが進みます。そこで話し合った後、個別相談に参加するなどの動きがあります。

10月のステップアップテストの結果と最新の進路希望で、成績を分析します。また、12月2日(木)に第2回進路検討会(生徒一人一人の希望校を話し合います。)も行われます。そのため、第4回の進路希望調査を実施いたしますので、ご協力ください。用紙に記載し、ご提出ください。その後も、さらに個別相談会に参加し、12月の三者相談に臨んでいただきたいと思います。そして、調査書等作成依頼書(兼最終受験校確認書)の提出をもって志望校が確定し、調査書の作成となります。

修学支援制度のご案内

埼玉県では、高等学校に通う生徒の修学を支援するために、学費負担を軽減する制度や無利子で奨学金を貸し出す制度などさまざまな修学支援制度を用意しており、先日、全ご家庭に冊子を配布いたしました。不明な点は、裏表紙記載の問い合わせ先へ連絡を入れてください。

また、文部科学省のHPに「高等学校等就学支援金～私立高校生への高等学校等就学支援金が大幅に拡充されました！(私立高校授業料の実質無償化)～」が掲載されていたので、ご紹介させていただきます。



高校生の学びを支えます

高等学校等就学支援金

返還不要の授業料支援が受けられます。

令和2年4月から、私立高校生への就学支援金が大幅に拡充されました！
(私立高校授業料の実質無償化)

支給上限額

39万6,000円
私立高校(全日制)の場合(※1)

引上げ後の支援額

29万7,000円

29万7,600円

11万8,800円

以前の支援額

17万8,200円

年収約590万円未満(※2)世帯の上限額が上がりました

■ = 公立高校に通う場合の支給額

世帯の年収目安※2

270万円 350万円 590万円 910万円

※1 私立高校(通信制)は29万7,000円
国立の高等専門学校(1~3年)は23万4,600円が支給上限額

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安(家族構成別の年収目安は裏面下表参照)

判定基準 (裏面参照) を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。
※ 学校種：高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校(高等課程) など

お申込みについて

(新入生の皆さん)
入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

(在校生の皆さん)
収入状況の届出を行う7月頃に学校から案内があります。既にマイナンバーにより手続きをして、支給されている方は、マイナンバーカードの写し等の再提出は不要です(保護者に変更のある場合を除く)。

対象となる方の判定基準について

判定基準

○ 次の計算式(両親2人分の合計)により判定

【計算式】

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < 154,500円 → 支給額：最大396,000円

(154,500円以上) < 304,200円 → 支給額：118,800円

ご自身の課税標準額などはマイナンバーカードで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)



(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	世帯の年収目安	
		11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	~約950万円	~約640万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	~約960万円	~約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	~約1030万円	~約660万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	~約1070万円	~約720万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	~約1090万円	~約740万円

※ 支給額は、私立高校(全日制)の場合。
※ 子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳の場合。
※ 給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

お問合せについて

学校またはお住まいの都道府県へ

公立
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

高校生等への修学支援 検索

